

★重要★

(協)古殿杉の子スタンプ会商品券 払戻し実施のお知らせ

お客様に長年ご愛顧いただいております(協)古殿杉の子スタンプ会発行の共通商品券は5月31日(月)を持ちまして取扱いを終了させていただきました。未使用の商品券につきましては、資金決済法第20条第1項の規定に基づき下記のとおり払戻しを実施しますので、払戻し期間内に手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

払戻しの申し出期間

令和3年6月1日(火)～令和3年8月31日(火)

午前10時～午後3時まで(土日、祝日を除く)

※期間内に申し出がなされると払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください。

対象となる商品券



協同組合古殿杉の子スタンプ会発行商品券

申し出方法

★未使用の商品券を直接、当組合へご持参のうえ、現金にて払戻し致します

払戻窓口

(協)古殿杉の子スタンプ会(古殿町商工会)



協同組合古殿杉の子スタンプ会

【お問い合わせ】 0247-53-2465